

特別養子縁組制度について

1. 概要

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。

「特別養子縁組」は、養親になることを望むご夫婦の請求に対し、下記の要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立します。

[☞ <参考> 普通養子縁組と特別養子縁組のちがい・特別養子縁組の成立件数・参照条文 \[377KB\]](#)

2. 成立の要件

「特別養子縁組」の成立には、以下のような要件を満たした上で、父母による養子となるお子さんの監護が著しく困難又は不適当であること等の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると家庭裁判所に認められる必要があります。

(1) 実親の同意

養子となるお子さんの父母(実父母)の同意がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがあります。

(2) 養親の年齢

養親となるには配偶者のいる方(夫婦)でなければならず、夫婦共同で縁組をすることになります。また、養親となる方は25歳以上でなければなりません。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親とすることができます。

(3) 養子の年齢

養子になるお子さんの年齢は、養親となる方が家庭裁判所に審判を請求するときに6歳未満である必要があります。ただし、お子さんが6歳に達する前から養親となる方に監護されていた場合には、お子さんが8歳に達する前までは、審判を請求することができます。

(4) 半年間の監護

縁組成立のためには、養親となる方が養子となるお子さんを6ヵ月以上監護している必要があります。そのため、縁組成立前にお子さんと一緒に暮らしていたき、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになります。

3. 普及啓発について

厚生労働省では、特別養子縁組制度についての普及・啓発を進めています。

- [☞ 思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいる方\(リーフレット\) \[2,009KB\]](#)
- [☞ 特別養子縁組により親になることを希望される方\(リーフレット\) \[1,171KB\]](#)
- [☞ 産科医療機関を中心とする医療関係者の方\(リーフレット\) \[1,698KB\]](#)



思いがけない妊娠に

とまどうあなたへ

あなたの出産と産後を応援する

多くの人がいます。

ひとりで悩まないで、まずは、**相談**してください。

どうしても育てられない場合は、かけがえのない命を、
あなたに代わって大切に育ててくれる

「**特別養子縁組制度**」があります。



まずは **児童相談所** に、お電話ください。

いち はや く

☎ 全国共通ダイヤル

1 8 9

厚生労働省

子どもを育てたいと願うあなたに
「特別養子縁組制度」があります。

親を必要としている子どもたちがいます。

自分子どもとして
 あなたの家庭に迎え入れる制度です。



詳しくは児童相談所に、お尋ねください。 **いち はや く**
☎ 全国共通ダイヤル 189

4. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行について

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が平成30年4月1日に施行されます。

-  [民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律](#) [589KB]
-  [民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令](#) [73KB]
-  [民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則](#) [804KB]
-  [民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針](#) [180KB]
-  [民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について\(通知\)](#) [688KB]
-  [様式第1号\(申請書\)](#) [94KB]
-  [様式第2号\(手数料表\)](#) [75KB]
-  [様式第4号\(許可証再交付申請書\)](#) [58KB]
-  [様式第5号\(許可証書換申請書\)](#) [90KB]
-  [様式第6号\(廃止届出書\)](#) [57KB]
-  [＜参考＞法律の概要](#) [306KB]
-  [＜参考＞民間養子縁組あっせん事業の状況について](#) [630KB]

5. 民間あっせん機関の登録状況について

平成30年4月1日までに、第2種社会福祉事業の届出があった養子縁組あっせん事業者は以下のとおりです。

 [養子縁組あっせん事業者一覧\(平成30年4月現在:経過措置対象\)](#) [57KB]



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話: 03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.